

西宮市国民健康保険の被保険者証の交付に関する基準

(趣旨)

第1条 西宮市国民健康保険の被保険者証の交付については、国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証の交付に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるとおりとする。

記載事項 保険証に記載されている以下の項目のことをいう。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所
- (オ) 世帯主
- (カ) 資格取得（該当）年月日

(保険証の交付)

第3条 要綱第4条第1号に規定にする市長が特に認める場合とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 記載事項の変更に伴い保険証を交付する場合

既に交付している有効期限未到来の保険証を本人確認書類の代わりとすることができるものとする。

(2) 西宮市国民健康保険料の滞納世帯に対する措置に関する要綱に基づき保険証の交付をする場合

既に交付している更新前の保険証を本人確認書類の代わりとすることができるものとする。

(本人確認の記録)

第4条 要綱第5条に規定する市長が特に認める場合とは、前条第2号に掲げる本人確認書類の写しを取ることの代わりとして更新前の保険証を回収する場合をいう。

(付則)

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

(付則)

この基準は、平成30年1月1日から実施する。